

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	都市整備部 都市・交通計画課
------	----------------

事案番号	11806
実施事案名	松山市立地適正化計画改訂版（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>松山市では、人口増加と車社会の進展などを背景に、市街地の拡大を続けてきました。しかし、少子高齢化に伴い、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡大した市街地のままで人口が減少すると、医療、商業などの都市機能や公共交通の維持が困難となり、これまでのような暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。</p> <p>このような中、国からは、住宅や生活サービス施設がまとまって立地し、公共交通や徒歩で容易にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが示され、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により、市町村は「立地適正化計画」を定めることができるようになりました。</p> <p>松山市では、平成29年3月に立地適正化計画を策定し、都市機能の誘導に関する事項を定めていますが、まちづくりと一体となった持続可能で利便性の高い地域公共交通網の形成を進めていくための基本的な方針等を取りまとめた「松山市公共交通網形成計画」の策定に伴い、今後、さらにコンパクトなまちづくりを進めるため、居住の誘導に関する事項を追加するよう計画を改訂します。</p>
策定根拠となる法令等	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項
政策等の案の関係資料	<p>松山市立地適正化計画改訂版（案）の概要</p> <p>松山市立地適正化計画改訂版（案）</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由